

別表第二 油圧エレベーター

1(5)制御器：接触器、継電器及び運転制御用基板

<～H29.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
制御器 接触器、継電器及び 運転制御用 基板	(略)	(略)	(略)
	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。



<H29.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
制御器 接触器、継電器及び 運転制御用 基板	(略)	(略)	(略)
	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

1(20)駆動装置等の耐震対策

<～H29.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。



<H29.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をより等へ堅固に取り付けていないこと。

6(4)緩衝器及び緩衝材

<～H29.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
緩衝器及び緩衝材	(略)	(略)	(略)
	作動の状況(油入式のものに限る。)	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する。	90秒以内に復帰しないこと。
	(略)	(略)	(略)



<H29.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
緩衝器及び緩衝材	(略)	(略)	(略)
	作動の状況(油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
	(略)	(略)	(略)